

○登録に必要な書類

必要書類	案内（注意点）
1 登録申請書（様式第7号の2）	登録申請書の必要事項（1～7と申請者の欄）を必ず記載してください。 4は、動力プレス、フォークリフト、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用)、車両系建設機械(基礎工事用)、車両系建設機械(締固め用)、車両系建設機械(コンクリート打設用)、不整地運搬車、高所作業車の内、申請する機種を区別して記載してください。 5、6は別添のとおりと記載し、別添資料（必要書類の4、5）を付してください 検査事務所が茨城県内であれば茨城労働局長あてに申請を行います。 検査事務所が2以上の都道府県を跨ぐ場合は厚生労働大臣あてに申請することとなります（受付は検査事務所のある都道府県労働局で行います。）。
2 登録免許税領収書（90000円）（原本） ・水戸税務署での納付 ・その他日銀歳入代理店での納付（銀行に確認） →振込み用紙には水戸税務署あてとする	検査業者の登録には登録免許税（90,000円）が必要になります。 水戸税務署に来署可能な場合は水戸税務署で納付。水戸税務署での納付が困難な場合は日銀代理店（銀行に確認）に登録免許税を水戸税務署に納付する旨を伝え納付領収書は原本が必要になります。 （備考：従来は収入印紙（現在受付不可）でしたが、登録免許税になりました。）
3 法人登記簿謄本（原本） （法人でないときは）住民票原本	法人又は個人事業主としての実態確認を行います。 変更がある可能性がありますので、直近1月前のものをお願いしております。
4 検査員名簿及び検査者資格の写し 検査者資格者が在籍していることが分かる書類 （雇用契約書、在職証明書等）	検査機器に対して2名以上の資格者が在籍しているか確認します。 検査員名簿を作成し、検査者資格の写しを添付してください。 検査員が在職労働者であることを示す書類をご提出ください。
5 検査機器一覧表（検査機器の台数が分かるもの）及び仕様と写真	必要な検査機器が1台以上あることを確認します。 検査機器一覧表と検査機器の仕様の記載、検査機器の写真をご提出ください。
6 検査事務所（工場）に関する土地、建物登記簿謄本（原本） 又は土地、建物の賃貸契約書（写し）	検査事務所の土地・建物の所有権（又は使用貸借権）を有することを確認します。
7 検査事務所の地図、見取図、写真（検査場所の写真）	特定自主検査の業務を行うために必要な事務所を有しているかを確認します。
8 業務規程（前文に「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の15第3号の規定に基づく「特定自主検査の業務に関する規程」を次のように定める。」と記載する。）	安衛法等に定められる「①特定自主検査を行うことができる機械等の種類、②検査料の額及びその収納の方法に関する事項、③特定自主検査の検査の結果についての証明書の発行に関する事項、④特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項、⑤その他特定自主検査の業務に関し必要な事項」の事項が規程されているか確認します。
9 法54条の3非該当証明書（任意様式）	非該当事由（一定期間中に検査業者の登録取消命令等の違反がなかったか）を確認します
10 返信用封筒（レターパック）	検査証を交付するために使用します（直接受領する場合は不要です。）。

○登録事項変更に必要な書類

必要書類		案内（注意点）
1	検査業者登録事項等変更申請書（様式第7号の4）	変更事項について記載してください（検査対象機種を増やす場合、変更後の欄に増えた後の検査機種をすべて記載してください。）。
2	登録内容が分かる書類（内容に応じて添付） ●法人化又は登記簿記載事項の変更の場合 →登記簿の写し（原本）（個人事業主間での承継は承継申請） ●登録機種が変更の場合 →変更後の検査員名簿及び検査者資格の写し（在職証明も含む） ●検査事務所が変更の場合 →変更後の検査事務所に係る書類（登録時と同じ）	検査業者登録事項等変更申請書に記載した登録内容の変更が登録基準を満たしているものか確認します。 検査事務所を追加する場合は業務規程変更のみで差し支えありません。 （ただし、検査事務所が登録基準を満たすことを確認する書類提出をお願いします。）
3	登録証	登録証の書替を行いますので変更をお願いします。
4	業務規程	登録内容の変更にに基づき、業務規程の変更及び変更後の同規程の提出をお願いします。

○業務規程変更に必要な書類

必要書類		案内（注意点）
1	業務規程変更報告書（任意様式）	変更報告書の鑑文と変更箇所が分かるものの提出をお願いします。
2	変更箇所が分かる書類（記載方法は任意）	
3	変更後の業務規程	

○検査業者の承継に必要な書類

必要書類		案内（注意点）
1	検査業者届出及び登録事項等変更申請書（様式第7号の7）	事業承継を検討している場合はご相談ください。 （権利濫用でなく、承継が可能な場合は登録税を支払う必要はありません。） 申請については、事業承継が分かる書類と承継後の検査業者が登録基準を満たしているか確認できる書類が必要になります。）
2	承継計画書（検査業者としての事業を全部譲渡したことが分かる資料）	
3	承継後の検査事務所に係る書類一式 （登録申請で必要な書類3～9と同じ）	

○検査業務廃止に必要な書類

必要書類		案内（注意点）
1	登録証返納届出書（任意様式）	登録証を紛失した場合、登録を紛失した旨の記載（又は滅失事由書の記載添付）をお願いします。
2	登録証	登録証の返還をお願いします。

○検査業務休止に必要な書類

必要書類		案内（注意点）
1	検査業務休止報告書（任意様式）	再開する際は、再開の連絡をお願いします。

○検査業務再開に必要な書類

必要書類		案内（注意点）
1	検査業務再開報告書（任意様式）	再開する際は、再開の連絡をお願いします。

○特定自主検査実施状況報告書

必要書類		案内（注意点）
1	特定自主検査実施状況報告書（様式第7号の6）	登録則第19条の21で報告義務がありますので、ご協力をお願いします。 （定期報告） 第十九条の二十一 検査業者は、四月一日から翌年の三月三十一日までの間に行つた特定自主検査の状況について、その年の四月三十日までに、特定自主検査実施状況報告書（様式第七号の六）を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。